

静岡県地域活性化基金による支援事業計画

1 県の産業振興政策における静岡県地域活性化基金の位置づけ

世界的な金融危機に端を発する景気の後退や円高の進行、原油・原材料価額の急激な変化、新興国の製造拠点としての伸張が、輸出型産業の多い本県経済に大きな影響を及ぼしている。

こうした厳しい経済環境の下、産業の国際競争力を高め、元気な産業を育てるためには、光技術、バイオテクノロジー、新素材、ICT、ナノテクノロジー等の先端技術を活用した製品の高付加価値化を促し、民間と行政が協働して企業の新規展開やベンチャー企業の育成を図るとともに、優れた技術や得意分野を持つ企業が核となり、様々な企業・研究主体等と連携・協調することにより、新たな市場や新たな事業を生み出し、次世代産業を育成・集積していくことが求められている。

また、本県の企業の年間開業率を見ると、平成18年から21年では2.4%で、全国平均の2.6%を下回っている。引き続き、既存産業の後継者養成や企業再生などを積極的に支援することで、円滑な事業の継承等に努めるとともに、新しい才能を評価し挑戦をサポートする体制や、起業家が高く評価される社会風土をつくる必要がある。

本県では、こうした現状認識のもと、平成23年2月に「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を県政運営上の基本理念として掲げた総合計画を策定し、「徳のある、豊かで、自立した」地域づくりを進めていくことを定めた。

総合計画では、「新たな産業のフロンティア開拓」を重点取組の一つとし、その基本計画に掲げる一流の「ものづくり」と「ものづかい」の創造を推進するため、次のとおり基本方針を定めている。

- (1) 新結合による「場力」の向上
- (2) 次世代産業の創出
- (3) 活気ある地域産業の振興
- (4) 生きる力の源となる農林水産業の振興
- (5) 誰もが活躍できる就業環境の実現

県は、これらの基本方針を推進するための有効な手段として「静岡県地域活性化基金（以下「基金」という。）」を位置づけるとともに、同基金による支援事業計画を以下のとおり定める。

なお、基金の設置、運営主体は、本県産業の中核的支援機関である公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「産業財団」という。）とする。

2 支援重点分野

平成22年工業統計調査（確報）によると、本県の製造品出荷額は15兆7,931

億円で、全国 3 位、全国シェア 5.5%を占めている。本県の産業構造の特徴は、製造業の比率が高く、自動車、二輪車、情報通信機器など日本のリーディング産業をはじめ、繊維、紙、楽器など多様な産業が立地し、産業の活発な活動が地域経済の成長を支えていることにある。

そこで、『ものづくり県』としての本県を支える中小企業者が有する多彩で優れた産地技術の優位性を保つために中小企業者が実施する研究開発に対し、本基金を活用し、特に重点的な支援を実施する。

また、本県は、健康・医療、食品・化成品、光・電子技術など次世代のリーディング産業の育成のため、国の大型産学官研究開発事業等を活用し、県東部において「富士山麓先端健康産業集積プロジェクト（ファルマバレー）」、県中部において「食品・医薬品・化成品産業集積プロジェクト（フーズ・サイエンスヒルズ）」及び県西部において「光・電子技術関連産業集積プロジェクト（フォトンバレー）」という 3 つの産業集積プロジェクトを推進する『静岡新産業集積クラスター形成促進事業』を実施しており、関連事業分野で研究開発やマーケティングを実施する中小企業者に対して本基金による助成事業を重点的に行うことにより、本県産業の振興を図ることとする。

なお、支援対象分野は以下のとおりとする。

- (1) 中小企業者等における研究開発の推進
研究開発の促進により、技術の高度化を図り、経営革新を支援する。
- (2) 静岡新産業集積クラスター形成事業の推進
新産業集積クラスター関連分野において新技術や新製品を開発し、市場化しようとする中小企業やベンチャー企業の取組を支援する。
- (3) 地域に密着した新ビジネス創出への支援
女性や高齢者といった様々な経営主体が、地域の課題や資源に着目して展開する新事業の立ち上げを支援する。

3 助成対象

- (1) 中小企業者、創業者、NPO 法人等
- (2) (1) に掲げる対象を支援する産業財団

4 助成対象の選定・支援方法

- (1) 助成対象の選定
 - ア 上記 3 の (1) に規定する対象
産業財団において助成対象事業を公募、選定する。
選定に際しては、産業財団に事業採択委員会を設け、事業化の見込みが高く、かつ助成事業の実施による地域経済の活性化の効果が高いなどの事業計画を有する中小企業者等を選定する。
なお、事業採択委員会には、外部有識者及び静岡県を含めるものとする。

イ 上記3の(2)に規定する対象

事業採択委員会により、産業財団の事業計画を審査し承認する。

(2) 支援方法

ア 中小企業者等が行う新製品等の研究開発に要する経費の助成

イ 中小企業者等が行う新製品等の販路開拓に要する経費の助成

ウ 創業者に対する創業に要する経費の助成

エ アからウまでの経費の助成のほか、産業財団が助成対象者に以下の支援を行う。

(ア) 技術革新・経営革新に係る専門家のアドバイス

(イ) 企業間連携・産学官連携のコーディネート

(ウ) 商談会・展示会などへの出展支援

(エ) 取引斡旋・販路開拓等の支援

(オ) 創業準備施設の貸与、創業に係る専門家のアドバイス

(カ) 講習会・セミナー開催による支援

(キ) メールマガジン等による情報提供

(ク) その他産業財団の支援メニューを活用した支援

オ 産業財団を核とした「中小企業支援のためのネットワーク組織」の参加機関(金融機関・大学・産業支援機関など)が、産業財団と連携して助成対象者を支援する。

5 事後的に評価可能な事業成果に係る目標

支援対象分野ごとに事業成果に係る目標を定める。

(1) 中小企業者等における研究開発の推進

支援を受けた中小企業者等の50%以上が、支援完了後3年以内に特許出願・取得又は事業化を果たすこと。

(2) 静岡新産業集積クラスター形成事業の推進

研究開発助成事業については(1)と同様とする。

販路開拓事業については1社あたりの取引成立件数が0.5件を上回ること。

(3) 異業種連携の促進による新産業の創出

連携体を構成する中小企業者の売り上げが、支援完了後3年以内に支援前より10%以上の増加を果たすこと。

(4) 地域に密着した新ビジネス創出への支援

以下のア、イとする。

ただし、販路開拓事業については1社あたりの取引成立件数が0.5件を上回ること。

ア 支援を受けた中小企業者等の70%以上が、支援完了後5年以上事業継続すること。

イ 基金事業の期間終了までに収益が上がるモデル事業を5以上創出すること。

- (5) 産業財団による中小企業者等への支援
支援を受けた中小企業者等による事業肯定度が80%以上であること。